



＝日本国憲法 第九条＝

《 戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認 》

新政権に何をさせるか！

政府は何をしなければならぬか



昨年発覚したウラ金問題は、難しいところですが、これが大抵政治の行方を大きく変えようとして見えます。問題改善の見通しは立っておらず、歪められた政治を当事者が自覚できているか疑問です。金権政治を止めさせ政治に緊張感を取り戻させましょう。

政治がカネにまみれているとき国民はバブル崩壊以降30年、実質賃金は上がりず雇用環境を労働者派遣法により激変させられ、非正規労働者は4割に達しようとしています。さらに消費税には増税による可処分所得の低下、正規社員は非正規へと切替させる酷で危うい仕組みが内包されています。零細事業者にはインボイス制度で新たな増税を課しました。

このようないかなる法律がなぜ通ってしまうのか理解しな

新政権に何をさせるか、また政府は何をしなければならぬか、

最高益の更新、600兆円

石破首相が「納得と共感内閣」を主張するのであれば、日本国民が納得、内閣の行政に共感する「可処分所得増」と「消費税減税・廃止」をさせましょう。

「与党も野党も政治家として多額の献金を受ける、そして見返りとして有利に法改正している歪みです。その結果、人々を苦しめ追い込んできたのです。」

「与党も野党も政治家として度胸や信念が無さすぎて期待が持てない」という突き放した意見は今の政治を言い表しています。しかし今を生きている私たちが政権を監視し、批判し声を上げる。おかしいと少しでも言うことが良い方向に変えて行けるのではない

「野田・九条の会」ホームページもご覧ください。

art9noda.html.xdomain.jp

「野田・九条の会」ホームページもご覧ください。

art9noda.html.xdomain.jp

今月の予定です	
11月3日(日) 13:30～16:50 DVD視聴と意見交換 『あなたの隣人になりたい』～難民の人々と歩む～ 南部梅郷公民館 南地域九条の会	
11月9日(土) 13:30～16:00 野田・九条の会11月例会 意見交換「新体制と9条」 樺のホール 第1集会室 野田・九条の会	
11月9日(土) 16:30～17:30 9の日行動 九条通信配布とアピール 愛宕駅 改札前広場 野田・九条の会	
11月19日(火) 13:30～15:30 自由参加 ちょっと新しい「おしゃべりカフェ」 政治や社会のこと気軽に「おしゃべりしましょう。」 北コミ 第1集会室 野田・九条の会	
12月1日(日) 13:30～16:50 DVD視聴と意見交換 櫻井翔が聞く黒柳徹子の記憶！徹子の部屋「戦争」を忘れない 南部梅郷公民館 南地域九条の会	

何？なに

石破首相が見直すという「日米地位協定」って？

自民党総裁選挙の際、石破首相が見直すとした日米地位協定とは何かをその歴史から探ります。

1945年日本は敗戦、その6年後サンフランシスコ講和条約で主権国家に復帰します。そして同時に日米安保条約、日米行政協定を締結しました。この協定は1960年、新安保条約とともに日米地位協定として改定されます。

問題は日本の主権が及ばず、治外法権的だということです。裁判権をはじめとして基地権、指揮権など見直すべきところが多々あります。現在入手できる文書「外務省機密文書 日米地位協定の考え方 増補版」琉球新報社編で概要を知ることができますが、石破首相が就任後「一朝一夕で実現するとは思っておりません」との初見発言からのトーンダウンはその困難さを感じさせます。しかし、在日米軍が沖縄ほかで頻りに起こす事件、事故への対処にも早急な見直しが必要です。



ここに「財政法逐条解説」があります。昭和22年、敗戦まもないころ施行され、その背景やどう運用すべきかなど条文ごとに細かく解説されています。

著者は当時大蔵省主計官であった平井平治氏で、新しい憲法に則り「この荒廃した、祖國を再建し、国民大衆を再びこのような惨めな生活の淵に突き落とすことのないように念願する。」と脱稿後に述べています。

財政法は「もう一つの戦争の放棄」とも言われているようですが、その原点はどこにあるのかを調べてみました。

※

この逐条解説は旧漢字を使わざるを得なかった事情もあり読みづらさもありましたが該当箇所は、第四条の解説



文中に「本條は又憲法の戦争放棄の規定を裏書保證せんとするものであるともいい得る。」を確認しました。つまり、戦争と公債（国債）は「密接不離の關係」にあり、「公債なくして戦争の計畫遂行の不可能であつたことを考察すれば明らかである、」「換言するならば公債のないところに戦争はないと断言し得るのである、」と断言しています。

財政法第四条は「國の歳出は、公債又は借入金以外^の歳入^を以って、その財源としなければならない。……」とあり、国の予算は税収の範囲に抑えることで、軍事費は憲法九条及び財政法四条とで阻んでいくといえます。

※

四条には但書があります。「但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國會の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行し又は借入金をなすことができる。」つまり国民生活に関わる支出は、国会の議決で可能であるということです。



日本はこの30年ずっとデフレ状態にあり、政府、財務省が主導する消費増税は国民のお金を吸い上げ、そしてPB（基礎的財政収支）堅持で国民への支出をケチることがいかに国民の暮らしを苦しめているかは明らかです。

著者は冒頭で「……立派な財政法が出来ても、其の運用に人を得なかったならば、所謂、猫に小判であって、意味をなさない。」と記していますが、これを現政権、財務官僚にそのまま投げ返したいと切に思います。



社会的養護の子どもたち

..... 鈴木真理子

様々な理由から保護者の適切な養育を受けられない子どもたちは、乳児院や児童養護施設、里親などの家庭で生活し、公的な支援を受けることとなります。以前は親がいない子どもへの支援という役割でしたが、近年では家庭での虐待や育児放棄が原因で親が子どもを育てるのが難しいという場合が多くなりました。施設での生活に必要な物は公的資金で賄われますが、例えばお稽古事がしたい、中高生になればスマートフォンが持ちたい、旅行など一般家庭で経験出来る事が中々叶わないという事もあるでしょう。

私は昨7月に柏市に新設された児童養護施設の「支える会」に関わっており、支える会では寄付金を募り公的資金では賄えない部分を補ったり、ボランティアが時々ご飯を作りに行き職員のサポートを行っています。施設では不自由なく生活できているとは思いますが、ある子が「自由になりたい」「うちに帰りたい」と言っていたと聞きました。本音はやはり親元で生活したいのだと思うと心が痛みます。子どもたちが愛情を持った職員と共に生活することにより健やかに育ち、社会にはばたいて行くことを願っています。